

募集型企画旅行条件書

— この旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。—
(お申込みの際は必ず本旅行条件書を十分お読み下さい)

この旅行は、宮交観光(宮崎交通(株)旅行部)(宮崎県宮崎市橋通西3丁目10番32号、観光庁長官登録旅行業第1527号 以下「当社」といいます)が企画、募集し、実施する募集型企画旅行で、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

1. 旅行のお申込み及び契約成立

当社又は当社受託営業所(以下「当社」といいます)所定の旅行申し込み書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料、違約料の一部に充当いたします。当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の申し込みを受け取ることがあります。この時点では契約は成立しておらず当社が予約の承諾の旨を通知した日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。この期間内に申込金のお支払いがなされない場合、当社は申し込みがなかったものとして取り扱います(ご出発まで一定以上の日数がない場合、お電話でのお申し込みをお断りさせていただくことがあります)。

2. お申し込み条件

- ご参加にあつて特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社からの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください。)あつて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- 前号のお申し出を受けた場合、当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際してお客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですれらを申し出ていただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- その他当社の業務上の都合があるとき。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前(以下「基準日」といいます。)にあたる日より前までにお支払いいただきます。基準日以降にお申し込みの場合は、お申し込み時点又は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

4. 旅行代金の適用

特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用のコースは満3歳以上)12歳未満の方は小人代金となります。

5. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金[原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。]以下同様とします。)を含みません。)、宿泊費、食事代、サービス料、旅行取扱料、消費税等諸税。
- 添乗員付コースの添乗員同行費用
上記(1)(2)の費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

6. 旅行代金に含まれないもの

- 前4項以外のものは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。
- 旅行日程中の「フリータイム」、「自由行動」、「各自で」、「お客様負担」等と記載されている区間の交通費等諸費用。
- 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を越える分について)
- コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電報、電話代等の個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

7. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、運送機関遅延等、当社らの関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社らの関与し得ないものである理由及び当該事由による因果関係を説明し、旅行日程・旅行サービスの内容その他を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

8. 旅行代金の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切いたしません。
- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 前項(6)により旅行内容が変更されたことにより旅行の実施に要する費用が増加または減少する場合は、その範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社らの責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更することがあります。

9. 旅行契約の解除

パンフレットに記載した最少催行人員に満たない時、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日前)までに旅行中止の旨を通知いたします。また、お預かりしている旅行代金を全部お返ししてこの旅行契約を解除いたします。

10. 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合には旅行代金に対してお一人さまにつき下記の料率で取消料をお支払いいただきます。

| | | |
|----------------------|-----------------------|--------------------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって | 20日目にあたる日以降8日目にあたる日まで | 旅行代金の 20% |
| | 7日前から2日目にあたる日まで | 旅行代金の 30% |
| | 旅行開始日の前日 | 旅行代金の 40% |
| | 旅行開始当日 | 旅行代金の 50% |
| | 旅行開始後又は無連絡不参加 | 旅行代金の100% |
| | 賞切船舶を利用する募集型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります |

11. 旅程管理と添乗員

- 当社は、募集型企画旅行の円滑な実施をはかるため原則として一泊以上のコースには添乗員を

同行させて旅程管理をいたします。又、一部(日帰り旅行等)のコースに添乗員が同行しない場合は、事前にその旨をご連絡し、旅程管理担当箇所及び連絡方法も併せてご連絡いたします。

- 添乗員が同行する場合、添乗サービスを提供する時間帯は原則として8時から20時までといたします。
- 旅行中に添乗員の誘導のもとで団体行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するために添乗員の指示に従っていただきます。
- お客様が添乗員の指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行中であっても、旅行契約を解除することがあります。

12. 当社の責任

- 当社は旅行契約の履行にあつて、当社の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときには、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日より起算して2年以内に当社に対して通知があった時に限ります。尚、手荷物の場合はその損害発生の日より起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき最高15万円を限度として賠償いたします(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)。
- 当社はお客様が次に例示するような事由により損害を被られたときには上記の責任を負うものではありません。
 - ア. 天災地変、戦乱、暴動、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - イ. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ウ. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止
 - エ. 自由行動中の事故
 - オ. 食中毒
 - カ. 盗難・詐欺等の犯罪行為
 - キ. 運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- 現金、貴重品、重要書類、撮影済みフィルム、その他これら等については賠償の責を負うものではありません。

13. 特別補償

当社は第11項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず募集型企画旅行契約約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害につきましては、損害賠償金を支払います。

14. 旅程補償

- 当社は別表下欄に掲げる契約内容に重要な変更が生じた場合は、旅行代金の同表に記載する率を乗変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払いいたします。但し、当該変更については当社に前11項の規定に基づく責任が発生することから明らかな場合にはこの限りではありません。

| 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 一件あたりの率 (%) | |
|---|-------------|-------|
| | 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| 1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5% | 3.0% |
| 2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他旅行目的地的変更 | 1.0% | 2.0% |
| 3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り) | 1.0% | 2.0% |
| 4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 | 1.0% | 2.0% |
| 5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更 | 1.0% | 2.0% |
| 6. 契約書面の記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更 | 1.0% | 2.0% |
| 7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 | 1.0% | 2.0% |
| 8. 上記に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更 | 2.5% | 5.0% |

- 当社は、次にあげる事由による変更については、変更補償金をお支払いいたしません。
 - (A) 天災地変、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、遅延等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者生命又は身体への安全確保の為に必要措置としての変更。
 - (B) 募集型企画旅行が解除されたときの当該解除された部分に係る変更。
- 当社がお支払いする変更補償金の額は、お客様1名に対して旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。又、変更補償金の額が千円未満である時は、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- 当社が変更補償金をお支払いした後、当該変更について当社に責任が発生することが明らかになった場合には、当社は既にお支払いした変更補償金を差し引いた額を損害賠償金としてお支払いいたします。

15. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害賠償金を申し受けます。

16. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

17. 個人情報の取扱い

- 個人情報に対する方針
当社は個人情報保護法の趣旨を基本とし、お客様の個人情報を保護するために個人情報保護方針を定め、お客様の個人情報について厳重な管理の下取り扱わせていただきます。
- 個人情報とは
当社が保有している個人情報(以下個人情報といふ)とは、お客様が当社旅行をお申込になる際の申込書や電話による受注等により入手した情報です。
- 個人情報の利用目的

- 当社及び受託旅行者(販売店)は「個人情報」について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において各施設等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き等に利用させていただきます。
- 当社は、当社の商品およびサービス・キャンペーン等のご案内に当社からのダイレクトメール等の発送に「個人情報」を利用させていただきます場合があります。

18. 通信契約により旅行契約を締結されるお客様との旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といふ)より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けられることを条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みを受けて旅行契約を締結することがあります。通信契約による旅行条件は一部を除き本旅行条件書に準拠いたします。

19. その他

この旅行条件書の定めのない事項は、当社募集型企画旅行約款(旅行業約款)によります。